

## 中国・四国ブロック評議員意見交換会 全支部意見

### 1. 保険料率について

#### ①準備金の水準について

#### ②法定準備金を超えた準備金の活用方策について

支部	ご意見
鳥取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月分が本当に妥当なのか。根拠は何か知りたい。</li> <li>・1か月分を超える分については、名称を変えるなど扱いを変えてはどうか。</li> <li>・各支部が努力して積み立てたものが、16.4%分巻き上げられるのはかなわない。</li> <li>・保険料率を安くして欲しいと考えるが、そのほかの使い道は難しい。</li> <li>・将来の世代に対して、負の遺産にならないよう議論を進めて欲しい。</li> </ul>
島根	<p>①準備金の水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料との関わりでは、単年度単位での準備金の積み上げ実績のみではなく、協会けんぽ財政の将来的な観点も含め総合的な判断が必要。</li> <li>・法定準備金に対する準備金の積み上げがあった場合に例えば「一定の上限額を設定し、それを上回る場合に保険料率を引き下げ」とする意見があるが、一過性の準備金残高ベースの観点だけではなく、あくまでも協会けんぽを取り巻く状況等を踏まえた上で、長期に亘って安定的な財政運営を指向していく。</li> </ul> <p>②準備金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定準備金を超えた額の一定割合を「インセンティブ制度への拠出金」や「広報事業の強化費(本部経費によるTV広報など)」等へ充当。</li> </ul>
岡山	<p>①準備金の水準について</p> <p>平均保険料率10%が固定されているのであれば、準備金は自動的に決まると思われる。適性な準備金を検討するのであれば、保険料率と併せて検討すべきではないか。</p> <p>②法定準備金を超えた準備金の活用方策について</p> <p>これも同じ議論になるのかも知れないが、準備金の取り崩しが可能なものであれば、過剰に保険料を徴収していることになるので、無理に使うことよりも、保険料率の見直しを検討すべきではないか。</p> <p>仮に取り崩しが可能であれば、「インセンティブ制度」や「保険料の仕組み」等について、利用者が理解できるような広報活動に利用できたら良いと思う。どうすれば保険料率が低くなるかわかれば、医療機関の利用方法等も変わってくると思う。</p>

支部	ご意見
広島	<p>①平成31年度保険料率に関する評議会意見として、以下のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的に考え、保険料率は10%で維持すべきと考える。保険料率を下げるにより健保組合の流入が加速すると、セーフティーネットとしての機能が果たせるか疑問である。</li> <li>・保険料率の設定について、「中長期的で考える」という前提を言われると、10%から下げる議論ができない。加入者や事業主の努力により積み上がった準備金は、還元してしかるべきではないか。</li> </ul> <p>中小企業が加入する協会けんぽは、平均賃金が低いという理由で国庫補助があると理解しているが、もし、保険料率が下がったことにより国庫補助金が削減されるのであれば、それは筋違いの話であると言わざるを得ない。</p> <p>②準備金については、健康保険法に基づいた水準を積み立て、余剰金を保険料率引き下げや事業推進の経費に充てるような有効活用を考えるべきではないか。</p>
山口	<p>①健康保険組合の法定準備金が以前は保険給付費等の3か月分とされていたことから、保険給付費等の3か月分程度が妥当と考える。</p> <p>②保険給付費等の3か月分を超える分については、健診費用の自己負担の引き下げなどの加入者への直接還元および省力化、効率化に資するシステム投資に活用すべきと考える。</p>
徳島	<p>①法定準備金が保険給付費等の1か月分とした根拠が、きちんとした将来を見越した計算根拠に基づいて定められていないのであれば、保険制度の趣旨から考慮すると、長期的に安定した制度維持を推計しそれに応じた水準にすべきと思われる。</p> <p>②インフルエンザ予防接種への補助金であるとか、健診費用の補助の増額であるとか、今後の医療費の抑制に繋がり、加入者全体に対して恩恵が受けられる事業への支出に使用すべきと考える。</p>

支部	ご意見
香川	<p>①準備金の水準について 法律上の水準は、保険給付費の12分の1相当と明記されているが、今後も医療費の増嵩が報酬額の伸びを上回ることが見込まれる中、協会けんぽは被用者保険の最後の受け皿であることから、準備金を積み上げて財政基盤の安定を図るべきと考える。</p> <p>②法定準備金を超えた準備金の活用方策について 積みあがった法定準備金を保険料率引き下げに使うのか、あるいは将来に備えてためおくかは、選択の問題であるが、保険給付費の12分の1相当額は、最低額であって、積みあがった準備金はできるだけ将来への蓄えとして保有することが望ましい。そのうえで、準備金を活用するのであれば、医療費適正化に資することが十分見込まれる事業に充当すべきと考える。</p>
愛媛	<p>①準備金の水準について 29年度収支では準備金残高が法定額の3.1か月分まで積みあがっているが、協会けんぽの赤字構造は解消しておらず、ここ数年の黒字基調も診療報酬のマイナス改定や年金機構による適用拡大、標準報酬月額の上昇など一時的な要因であることを考慮すると、必要な水準であると考えます。</p> <p>②法定準備金を超えた準備金の活用方策 中長期でみると、いずれのシミュレーションにおいても将来的には保険料率を引き上げざるを得なくなるため、なるべく長く平均保険料率10.00%を維持していくための備えとして準備金は残しておくべきである。</p>
高知	<p>健康保険法で、準備金は費用の支出に備えるために積み立てなければならないとされている。また、健康保険法施行令では、協会けんぽは1か月分の額に達するまでは剰余金の額を準備金として積み立てなければならないとされている。</p> <p>① 準備金の水準(上限)を、法定以上に設定するという自体に問題があるのではないかと、また法定以上の剰余金は準備金とは言えないのではないかと、あくまでも1か月分が原則。</p> <p>② 準備金として積み立てているのは、不測の事態に備えるものである。そもそも準備金は、加入者や加入事業所にとっては、本来は負担する必要のなかった保険料が積みあがったものであり、その性格上支払った当事者に保険料率の引き下げなどすみやかに返還すべきだ。 準備金ができただけからと言って、計画になかった事業に流用する、という考えには無理があるのではないかと。 また、その事業が将来の医療費を確実に抑制できるという確実な見通しがあれば、加入者の理解が得られるかもしれないが、不透明な事業では、無駄遣いされたと思われるリスクの方がはるかに高いのではないかと。兆単位の多額な資金ゆえ、無駄な経費が発生するリスクも高まる。 10年後の加入者に還元するというのでは、その時点では協会けんぽの資格を喪失している人もいられると思われ、恩恵が受けられない。</p>

## 2. 保険者機能の発揮について

保険者機能の発揮として、各支部で重点的に取組んでおられる事業を2つ挙げていただき、それらの取組内容や進捗状況等についてご記入ください。

支部	ご意見
鳥取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康経営推進事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくり宣言事業所の普及                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※1781事業所(10月末)</li> </ul> </li> <li>○年2回のセミナー開催                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※健康づくり担当者研修会、健康経営実践セミナー</li> </ul> </li> <li>○協会けんぽ、県、新日本海新聞社共催によるコンソーシアム及び健康経営セミナー開催</li> <li>○県との連携事業である健康経営マイレージ事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※知事表彰、支部長表彰</li> <li>※健康づくりメニュー 77項目の提案</li> <li>※支部独自の企業健康度カルテ配布</li> </ul> </li> <li>○情報発信・サポート                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※「健康経営通信」の発行(年4回)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・市町村と連携した事業展開・特定健診受診率向上に向けた取り組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>○19市町村との協働によるダブル受診(特定健診とがん検診)の勧奨                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※集団健診会場への共同広報(新聞折込、DM他)</li> </ul> </li> <li>○19市町村別の健診ガイドの作成</li> <li>○市町村保健師と共に事業所訪問による健診勧奨</li> <li>○市町村主催の健康教室へ協会けんぽ加入者の参加案内</li> <li>○鳥取大学、市町村、協会での共同分析及び課題の共有</li> </ul> </li> </ul>
鳥根	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)健康経営の推進(「ヘルス・マネジメント認定制度」)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、新聞社との3者共同事業として展開中</li> <li>・健康宣言事業所、認定事業所及び健康経営優良法人認定先、等の拡大</li> <li>・優遇制度の拡充、広報強化</li> <li>・ヘルスアップサポート事業の継続・強化(出前講座での講演・指導、健康測定機器の貸与)</li> </ul> </li> <li>(2)健康づくりに係る連携協定先(34団体)との共同事業推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体:県内全市町村での健診及びジェネリックの幟旗掲揚、各圏域での地域・職域健康づくり協議会での事業広報、出前講座の協力、保健指導の連携</li> <li>・経済団体:広報協力、健康経営セミナーの連携</li> <li>・3師会:広報協力、セミナー講師派遣、医療費適正化ポスター</li> <li>・大学:健康経営及び生活習慣病に関する分析事業(計画中)、ヘルスリテラシー教育機会の確保</li> <li>・健康保険組合:保険者機能発揮に向けた連携(健康経営、医療費適正化、地域医療構想など)</li> </ul> </li> </ul>

支部	ご意見
岡山	<p>○健康経営の推進 平成28年6月に「晴れの国から『健活企業』応援プロジェクト」を立ち上げ、平成29年度までは宣言事業所(健活企業)数の増加に重点を置いていたが、今年度以降は事業所ごとのフォローアップを行い、従業員の健康度の向上を図ることを重点に取り組んでいる。 ※詳細については、別紙【「晴れの国から『健活企業』応援プロジェクト」の概要】参照。</p> <p>○特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診機関との連携強化 健診機関を訪問し、健診受託機関の拡大、特定保健指導の健診当日実施や未治療者への受診勧奨、糖尿病性腎症患者の重症化予防事業への協力依頼等を行っている。 (健診受託機関数:76機関(8機関増)、保健指導実施機関36機関(14機関増)31年度からは42機関が実施予定。(増加数は27年度対比。) 委託先の実績評価件数も30年上半期実績が1,055件となり、前年同期比プラス221%と大きな伸びを見せている。未治療者対策では受託機関8機関。</li> <li>・被扶養者対策 健診会場の拡大、市町村との連携、オリジナル健診(特定健診に各機関が独自にオプション検査等を追加し内容を充実させた健診)の拡大。</li> <li>・事業所訪問の拡大による、健診受診率・事業者健診データの取得率の向上。</li> </ul>
広島	<p>① ひろしま企業健康宣言 【取組内容】 加入事業所の健康経営の実施を推進するため、平成28年7月に「ひろしま企業健康宣言」制度を創設し、参加事業所の拡大を図るとともに、健康経営推進に向けた支援を行う。 【進捗状況】 健康宣言事業所数:716社(10月末) 認定事業所数:259社(10月末)</p> <p>② 事業所訪問 【取組内容】 支部職員が事業所を訪問し、「ヘルスケア通信簿」により事業所ごとの健康課題を提示する。健康経営や健康づくりを実践するよう働きかけるほか、資格喪失時の保険証回収等の協力を依頼する。 【進捗状況】 訪問事業所数:263社(10月末)</p>

支部	ご意見
山口	<p>○健康経営の普及 健康宣言企業を増やすことにより、従業員の健康度の向上を図ることと併せて健診受診率や特定保健指導の利用率などの向上も図れることから、健康経営の普及について重点的に取り組んでいる。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29年度より山口県(健保連も相乗り)と協働で「やまぐち健康経営企業認定制度」を開始。</li> <li>・29年度よりHP、広報誌等の広報媒体による周知やDMや健康経営セミナー等による勧奨を開始。</li> <li>・30年2月に山口県がやまぐち健康経営企業(27社(うち協会けんぽ適用事業所22社))を初めて認定。</li> <li>・30年3月に山口県がやまぐち健康経営優良認定企業(4社(うち協会けんぽ適用事業所2社))の知事表彰を初めて実施。</li> <li>・30年度から支部長を含む全所体制での勧奨等を新たに実施するとともに健康宣言企業に対するフォローアップ体制の充実を図っている。</li> </ul> <p>【進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30年10月末時点 健康宣言企業176社、健康経営認定企業36社</li> </ul> <p>○市町との連携の強化(山口県内全19市町) 市町のがん健診と特定健診の同時実施による健診受診率の向上、市町と協会けんぽが協働して健康づくりイベント等を行うことによる広報活動の多様化などが図れることから、市町との連携の強化について重点的に取り組んでいる。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24年度に阿武町とがん健診と特定健診の同時実施を初めて実施。</li> <li>・28年3月に長門市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を市町とは初めて締結。</li> <li>・協会けんぽ加入者へ送付する特定健診受診券に市町のがん健診のチラシを同封し送付。</li> <li>・協会けんぽ適用事業所に送付するチラシに市町の事業にかかる記事を掲載。</li> <li>・市町が住民に配布する広報誌等に協会けんぽの事業にかかる記事を掲載。</li> <li>・市町への訪問や県主催の全市町との会議内での説明等を通じて、協会けんぽとの連携強化にかかる働きかけを実施。</li> </ul> <p>【進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町とのがん健診と特定健診の同時実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>→29年度は、前年度より1市町増えて10市町で実施し、約1,100名が受診。30年度は、さらに2市町が増えて12市町で実施。</li> </ul> </li> <li>・市町との連携協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>→29年度末時点で5市町と締結。30年度は10月末時点で4市町増えて9市町と締結。</li> </ul> </li> </ul>
徳島	<p>1. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>①年度前半において、医薬品の使用数量が多く、ジェネリック医薬品の使用率が県平均以下の医療機関60機関及び関連の保険調剤薬局73機関(平成29年8～9月に訪問した機関を除く)へ訪問し、ジェネリック医薬品使用促進について協力依頼を行った。</p> <p>②9月に保険薬局担当者向けセミナーを開催し、県薬剤師会専務理事を講師に招き、ジェネリック医薬品の使用促進に係る薬局での実例等に関する講演を行った。 (参加機関:137機関、参加者:182名)</p> <p>2. 特定健診受診率等の向上</p> <p>健診対象者が50名以上で、生活習慣病予防健診受診率が50%未満かつ今年度の健診申込率が50%未満の事業所84社に対して、幹部職員を中心に訪問し、生活習慣病予防健診の受診または事業者健診データの提供及び特定保健指導の受け入れに関する依頼を行った。</p>

支部	ご意見
香川	<p>①健康経営宣言事業所の拡大  職員による事業所訪問に加え、経済団体及び生命保険会社等と連携し、各社が主催するセミナーや役員会、経済産業局主催の健康法人認定制度事務説明会等において説明を行って普及拡大に努めている。宣言すること自体が目的とならないよう、今後、宣言事業所に対する支部支援及びインセンティブの検討が必要と考えている。</p> <p>②ジェネリック医薬品の普及  乳幼児の切替率が低いことから、高松市と連携により「乳児医療証」の発行や「乳幼児健診」案内時に、チラシ及び希望シール等を配布した。保険者協議会で取組を紹介したところ、県内全市町で実施したいとの申し出を受けたことからチラシを増刷し、事務局(国保連合会)を通じて配布した。  なお、普及については、ジェネリックカルテの一層の活用と院内処方への働きかけが今後の課題である。</p>
愛媛	<p>・ジェネリック医薬品の推進  県のイメージアップキャラクター「みきゃん」を利用したジェネリック医薬品シールの作成、配布。県内の医療機関、薬局に対し、ジェネリック医薬品の使用割合を算出した情報提供ツールの発送。また、平成30年度は特に使用割合の低い医療機関を訪問し、ジェネリック医薬品推進の協力依頼とともに伸び悩む要因等の聴取を行っており、事業運営に反映させることとしている。</p> <p>・コラボヘルスの推進  コラボヘルス事業「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」による健康経営の推進を図っているほか、「インセンティブ制度」の周知及び特定保健指導の受入依頼を目的とし、協会けんぽ職員による事業所訪問を実施している。</p>
高知	<p>① 健康経営宣言事業所拡大の取り組み強化のため、各種関係団体と健康経営の普及促進についての締結を交わし、健康企業宣言事業所の拡大の取り組みを行い平成30年4月から10月の6か月間で約130社増加。8月からは●健康保険委員の案内●事業所カルテの持参●保健指導の案内●事業所健診データ提供の内容についての取り組み等を行ってほしい事業所約30社を訪問して説明。各項目の拡大への取り組みを行った。今後は、平成29年度に健康企業宣言をしている事業所で、十分に健康経営について協会けんぽからのフォローが行えていない事業所中心に訪問を行う計画です。  高知新聞社、高知県と共催で、「健康経営アワード」を開催して、健康経営を取り組む事業所の普及および後押しを行う。また、「健康経営アワード」に引き続き、「健康経営セミナー」を11月に開催して、健康経営の普及と共に、高知支部が取り組みを強化している、保健指導実施率の拡大、事業者健診データ取得拡大の取り組みを行う。</p> <p>② 高知県、高知市と共同開催している健康づくり応援研修会を上期に7か所で開催して、インセンティブ制度の説明を行った。</p>